

戦争と仏教

鵜飼秀徳

【明治の上知令】

新政府は神仏分離令に続いて、寺社領の上知（地）に乗り出す。上知とは土地の召しあげのこと。

1867（慶応3）年、大政奉還に伴って幕府直轄領（天領）が新政府に奉還された。続いて1869（明治2）年の版籍奉還で、藩が所有していた土地（版）と人民（籍）が新政府に委譲していた。

有力寺院においては、将軍（幕府）が発行する朱印状によって安堵された「朱印地」、ならびに、大名（藩）による黒印状によって安堵された「黒印地」の両方を有していた。この朱印地・黒印地では、租税が免除されていた。朱印地については大政奉還によって自動的に効力を失った。だが、黒印地は版籍奉還の際にも手がつけられていなかった。

そこに1871（明治4）年と1875（明治8）年の2度にわたって、上知令が布告。全国の寺領が、宗教儀式にかかる主要な境内地を除いて、ほぼすべて召し上げられた。

【岩倉使節団と浄土真宗】

岩倉使節団は、全権の岩倉具視のほか長州出身の木戸孝允や伊藤博文、薩摩からは大久保利通らが参加した。岩倉使節団の第一目的は、不平等条約の改正の交渉準備だった。同時に新政府は、近代国家樹立のために欧米の列強諸国を視察・調査し、「強い国づくり」に活かそうと考えていた。

幕末から西本願寺勢力は勤王姿勢を明確にしていた。なかでも周防国の島地黙雷は仏教界における尊王攘夷派の旗手だった。

黙雷は維新政府との渉外担当に就任すると、同郷長州の木戸孝允や伊藤博文、井上馨ら政治家とのパイプを生かして、様々な宗教政策に関わっていく。黙雷らは廃仏毀釈が吹き荒れる最中、新政府に対する恭順・協力姿勢を明確にしながらも、密かに日本仏教の再起を目論んでいた。

1872（明治4）年から1873（明治5）年にかけて、西本願寺は政府の岩倉使節団の一員として参加。半年ほど遅れて、真宗大谷派（東本願寺）も海外視察団を派遣。

【真俗二諦の法義】

広如は1872（明治4）年に遺言『御遺訓御書（ごゆいくんごしょ）』をしたためて遷化。

〈夫、皇国に生をうけしもの、皇恩を蒙らざるはあらず。（中略）是によりてわが宗においては王法を本として仁義を先とし、神明をうやまひ人倫を守るべきよし、かねてさだめおかるる所なり。（中略）希（こいねがわ）くは一流の道俗、上に申すところの相承の正意を決得し、真俗二諦（しんぞくにたい）の法義をあやまらず、現世には皇国の忠良となり、罔極（もうきょく）の朝恩に酬ひ、来世には西方の往生をとげ、永劫の苦難をまぬがる身となられ候やう〉

（試訳：天皇が統治する国に生まれ、その恩を受けない者はいない。浄土真宗本願寺派においては新しい政治の理念を守りつつ、天皇にたいする仁義、神への敬い、人としての道義を守らなければならぬ。（中略）僧侶と大衆は正しく仏法を守るため、仏法と政治の関係性を見誤ることのないように。天皇に忠義を示し、天皇から授かったこの上もない恩義に報いることで、死後は極楽に往生し、この世の苦から免れることができるのである）御遺訓御書にも記された「真俗二諦の法義」は、戦争行為と不殺生を重んじる仏教との矛盾を埋める新理論として広まっていった。